

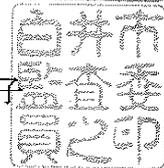
白 監 第 3 7 号  
令和 2 年 8 月 1 8 日

白井市長 笠 井 喜久雄 様

白井市監査委員 河 合 謹 爾



白井市監査委員 古 澤 由紀子



平成 3 1 年度白井市健全化判断比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、  
審査に付された平成 3 1 年度白井市健全化判断比率及びその算定の基礎とな  
る事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 平成31年度白井市健全化判断比率審査意見書

## 1 審査の対象

平成31年度白井市健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 2 審査の期間

令和2年8月3日（月）から令和2年8月5日（水）まで

## 3 審査の場所

白井市役所 東庁舎3階監査委員室

## 4 審査の方法

- (1) 審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。
- (2) 審査は、「白井市監査基準及び令和2年度白井市監査計画」に準拠して、関係書類を照合するとともに、職員から説明を聴取し質問等を実施した。

## 5 審査の結果

- (1) 審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

### 記

(単位：%)

健全化判断比率	平成31年度	平成30年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	13.08
②連結実質赤字比率	—	—	18.08
③実質公債費比率	2.5	1.5	25.0
④将来負担比率	53.0	40.2	350.0

\*実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字であるため、「—」で表示している。

- (2) 各比率は、早期健全化基準を下回り、良好と認められました。

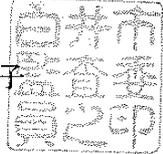
白 監 第 38 号  
令和 2 年 8 月 18 日

白井市長 笠 井 喜久雄 様

白井市監査委員 河 合 謹 爾



白井市監査委員 古 澤 由紀子



平成 31 年度白井市資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、  
審査に付された平成 31 年度白井市資金不足比率及びその算定の基礎となる  
事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

## 平成31年度白井市資金不足比率審査意見書

### 1 審査の対象

平成31年度白井市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和2年8月3日（月）から令和2年8月5日（水）まで

### 3 審査の場所

白井市役所 東庁舎3階監査委員室

### 4 審査の方法

(1) 審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

(2) 審査は、「白井市監査基準及び令和2年度白井市監査計画」に準拠して、関係書類を照合するとともに、職員から説明を聴取し質問等を実施した。

### 5 審査の結果

(1) 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

### 記

(単位：%)

会計名	資金不足比率		経営健全化基準
	平成31年度	平成30年度	
①水道事業会計	—	—	20.0
②下水道事業特別会計	—	—	20.0

\*各会計とも資金不足が生じていないため、「—」で表示している。

(2) 資金不足比率は、資金不足に該当していないので、良好と認められました。